

利用上の注意

本編は、平成 13 年 11 月 1 日現在で実施した「特定サービス産業実態調査」の速報結果を収録したものであり、利用上の注意は以下のとおり。

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計（第 113 号）として、特定サービス産業実態調査規則（昭和 49 年通商産業省令 67 号）によって、毎年実施している。

2. 調査範囲

本調査は、サービス産業のうち、主として対事業所関連サービス又は対個人関連サービスの業務を営む事業所（または企業）を調査範囲とし、経済産業大臣が指定する対象について行う。平成 13 年調査は、対事業所関連サービス業務である物品賃貸業務及び情報サービス業務を営む事業所のほか、対個人サービスの業務を営む事業所または企業のうち、娯楽関連産業（映画館、ゴルフ場、テニスコート（テニス練習場を含む）、ボウリング場、遊園地・テーマパーク、ゴルフ練習場、劇場（貸しホールを含む）、映画製作・配給業、ビデオ発売業）に該当するものを対象としている。

3. 調査の種類、調査内容

平成 13 年調査は、10 業種別に定める調査票を用い、経営組織別、従業者数、売上高等の調査を行った。

4. 調査の方法及び経路

調査方法は、都道府県知事から任命された特定サービス産業実態調査員が各調査票を対象事業所又は企業に配布し、申告義務者が自ら調査票に記入する方法（自計申告方式）により実施した。調査実施経路は次のとおり。

経済産業大臣

都道府県知事

調査員

申告者

5. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、調査期日から 8 か月後に速報を、12 か月後に確報として業種別に取りまとめ、それぞれ刊行物を発行する。

6. その他の注意事項

事業所数は、平成 13 年 11 月 1 日現在の事業所数である。

集計結果は、単位未満を四捨五入したため内訳と合計が一致しない場合もある。

本調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は次のとおり。

「 - 」…………… 該当がないもの

「 … 」…………… 不詳（調査していないもの）

「 0 」…………… 単位未満のもの

「 」…………… マイナス数値を表しているもの

「 x 」…………… 該当する事業所数が 1 又は 2 であるため、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので数値を秘匿した箇所である。また、事業所数が 3 以上であっても 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は「 X 」で表した。

本編に掲載された数値を他に転載する場合は、経済産業省編「平成 13 年特定サービス産業実態調査速報」による旨明記してください。

問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 構造統計課

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電 話 03 (3501)1511 (内線 2898) 03 (3501)3892 (ダイヤルイン)

e-mail qqcebd@meti.go.jp

平成 13 年特定サービス産業実態調査結果については、以下の刊行物により公表する予定です。

「平成 13 年特定サービス産業実態調査報告書」(全 10 冊)

物品賃貸業編

情報サービス業編

映画館編

ゴルフ場編

テニスコート(テニス練習場を含む。)編

ボウリング場編

遊園地・テーマパーク編

ゴルフ練習場編

劇場(貸しホールを含む。)編

映画製作・配給業、ビデオ発売業編

平成 15 年 1 月刊行予定

この冊子についての照会等は下記までお願いします。

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 構造統計課

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電 話 03 (3501)1511 (内線 2898) 03 (3501)3892 (ダイヤルイン)

e-mail qqcebd@meti.go.jp

本書に記載されている内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。
統計アクセス用 URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>
